

○不正受験行為者処分規程

昭和59年7月13日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、試験実施規程第12条及び第13条並びに法科大学院試験実施規程第12条及び第13条に基づき、定期試験及び追加試験における不正受験行為者の処分に関する必要事項について定めるものとする。

(決定及び通達)

第2条 不正受験行為者の処分決定は、学部教授会又は法科大学院研究科教授会の議を経て学長が行い、本人への通達は、学部長又は研究科長が行う。

(不正受験行為の内容)

第3条 不正受験行為の内容は、次のとおりとする。

- (1) 代人受験
- (2) 答案の交換
- (3) カンニングペーパー等の使用
- (4) 机、辞書、身体等への書込み
- (5) 他人の答案又はレポートを転写する、又は転写させる行為
- (6) 言動又は携帯電話等の電子機器類を利用したの連絡
- (7) 許可のない教科書、ノート、参考書、画像データ等の参照
- (8) 参照が許可された教科書、ノート、参考書等の貸し借り
- (9) 答案の持ち出し
- (10) 電子機器類の身体への装着、机上又は机中への配置(電源が入っていないものを含む)
- (11) その他、上記各号に準ずる行為

(処分の種類)

第4条 不正受験行為者の処分は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2号から第11号の不正受験行為を行った者は、譴責処分とし、当該期の全履修登録科目を無効とする。
- (2) 前条第1号の不正受験行為を行った者及び前条第2号から第11号の不正受験行為を再度行った者は、停学処分とし、当該期の全履修登録科目を無効とする。
- (3) 前条第1号を含む不正受験行為を再度行った者及び前条第2号から第11号の不正受験行為を三度行った者は、退学処分とする。

(不正受験行為を助けた者の処分)

第5条 第3条に定める不正受験行為を助ける行為を行った者は、前条の各号に準じて処分する。

(事後発覚者の処置)

第6条 試験終了後に不正受験行為が発覚したときは、第4条により処分する。

(処分の起算日)

第7条 処分の起算日は、学長の決裁日とする。

(通知及び原簿記載)

第8条 処分の内容については、本人及び保証人に通知するとともに、学籍原簿に記載するものとする。

(公示)

第9条 処分の内容は、掲示により公表するものとする。

(停学者の指導)

第10条 停学処分中の者は、当該学部長又は研究科長の指導に従わなければならない。

(事務所管)

第11条 本規程の事務所管は次の通りとする。

- (1) 不正受験行為の事実確認に関しては、教務部が行う。
- (2) 不正受験行為に対する処分手続きに関しては、駒澤大学学生懲戒処分規程に準じ、学生部が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。